



2024年5月28日

各 位

会 社 名 三菱重工業株式会社
代 表 者 取締役社長 泉澤 清次
(コード番号：7011)
上場取引所 東 名 福 札
問合せ責任者 IR・SR室長 井上 卓
(TEL：03-6275-6200)

役員に対する株式報酬制度の一部改定および
幹部級管理職に対する株式交付制度の継続に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2015年から導入している当社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除きます。以下同じ。）および執行役員（以下併せて「取締役等」といいます。）を対象とした株式報酬制度である「役員報酬BIP信託」（以下「BIP信託」といいます。）ならびに当社の経営の中枢を担う重要ポストに就く幹部級管理職（以下「管理職」といい、取締役等とあわせて「役職員」といいます。）を対象とした株式交付制度である「株式付与ESOP信託」（以下「ESOP信託」といい、BIP信託とあわせて「本制度」といいます。）の継続について決議し、当社が本制度に追加拠出する金銭の額や追加取得する当社株式の数および取得方法等について決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、当社の取締役を対象とするBIP信託の継続については、制度の改定内容を2024年6月27日開催予定の当社第99回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議するとし、本株主総会において承認可決されることを条件とします。

記

1. 本制度の概要について

(1) BIP信託の概要

BIP信託は、取締役等に対して、毎年、役位や業績等に応じたポイント（以下「株式交付ポイント」といいます。）が付与され、原則として株式交付ポイントの付与から3年経過後（ただし、当該期間経過前に取締役等を退任する場合等は当該時点）に、当該株式交付ポイント数に応じた当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」といいます。）を交付または給付（以下「交付等」といいます。）する制度です。

なお、以下の各制度対象者に応じて、2つのBIP信託を設定しております。

「BIP信託Ⅰ」：当社取締役

「BIP信託Ⅱ」：当社執行役員

取締役等に対して、毎年の業績等に応じた当社株式等の交付等を一定の据置期間経過後に行うことから、取締役等が中長期的な視点で株主の皆様と利益意識を共有し、中長期的

な視野での業績や株価を意識した経営を動議づける内容となっております。

(2) E S O P 信託の概要

E S O P 信託は、管理職に対して、毎年、業績等に応じて株式交付ポイントが付与され、当該株式交付ポイント数に応じた当社株式等の交付等を行う制度です。

管理職は当社株式の株価上昇による経済的な利益を収受することができるため、株価を意識した業務遂行を促すとともに、勤労意欲を高める効果が期待できます。

2. 本制度の継続について

- (1) 当社は、役職員の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意欲を一層高めることを目的として、2015 年から導入している本制度の継続を決定いたしました。
- (2) 本制度は、役職員に対するインセンティブ・プランであり、本制度により取得した当社株式を役位や業績等に応じて役職員に交付するものであります。

3. B I P 信託 I の一部改定について

- (1) 当社は、当社取締役を対象とする B I P 信託 I の制度内容の一部改定について、本株主総会に付議いたします。なお、以下に記載する事項を除き、原則として改定前の制度内容を維持するものとします。
- (2) 当社が 2024 年 5 月 28 日に公表した中期経営計画「2024 事業計画」に基づく成長戦略の実現および企業価値向上のインセンティブとし、かつ、取締役の自社株保有の促進により株主の皆様との利益共有を一層進めることを目的として、当社が B I P 信託 I に拠出する金銭の上限額および B I P 信託 I を通じて当社取締役に交付される当社株式数の上限を以下のとおり改定いたします。

	改定前	改定後
当社が B I P 信託 I に拠出する金銭の上限額	対象期間である 3 事業年度毎に合計 24 億円	対象期間である 3 事業年度毎に合計 60 億円
B I P 信託から当社取締役に交付等がなされる当社株式の上限	1 事業年度あたり 1,000,000 ポイント（当社株式 1,000,000 株）	1 事業年度あたり 1,500,000 ポイント（当社株式 1,500,000 株）

4. 信託期間の延長、本制度の継続後の対象期間、追加拠出等について

本制度の継続にあたり、以下のとおり、設定済の B I P 信託および E S O P 信託の信託期間を延長するとともに、本制度の対象期間について所要の更新を行います。

- (1) 信託期間の延長および延長時における残存株式および金銭の承継

2015 年 8 月 27 日に設定した信託について、2024 年 8 月 31 日に終了予定であった信託期間を 2027 年 8 月 31 日までの 3 年間延長するものとします。信託期間の延長時に信託財産内に残存する当社株式（役職員に割り当てられたポイント数の残高に相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等を延長後の B I P 信託および E S O P 信託にそれぞれ承継いたします。

(2) 対象期間

本制度の継続後の対象期間は、2025年3月31日で終了する事業年度から2027年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度とします。

(3) 本制度の継続に伴い追加拠出する金銭の額および追加取得する当社株式の数等について

本制度の継続に伴い追加信託する信託金の額および追加取得する当社株式の数は、以下のとおりとします。

	B I P信託 I	B I P信託 II	E S O P信託
追加信託金の額	2,738 百万円 (予定)	4,437 百万円 (予定)	62 百万円 (予定)
追加取得株式の数	2,045,000 株 (予定)	3,470,000 株 (予定)	51,000 株 (予定)
株式の取得時期	2024年8月12日～2024年8月30日 (予定)		
株式の取得方法	株式市場から取得		

※1 上記の追加信託金の額に、既存のB I P信託 I、B I P信託 IIおよびE S O P信託からそれぞれ承継する残余金銭を合算した金額を、本制度における追加株式取得資金および信託報酬・信託費用に充当します。なお、追加信託金の額は、現在の役職員の報酬額等を考慮し、信託報酬・信託費用を加算して算出しています。

※2 上記の追加取得株式の数に、既存のB I P信託 I、B I P信託 IIおよびE S O P信託からそれぞれ承継する残余株式を合算した株数が、本制度の信託期間内に役職員に対して交付等が見込まれる当社株式の数となります。なお、追加取得株式の数は、現在の役職員の構成等を参考に算出しています。

※3 当社がB I P信託 Iに拠出する金銭の限度額は、本株主総会において承認可決された場合、対象期間ごとに合計60億円となります。延長する前の信託における残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、かかる上限に服することになります。

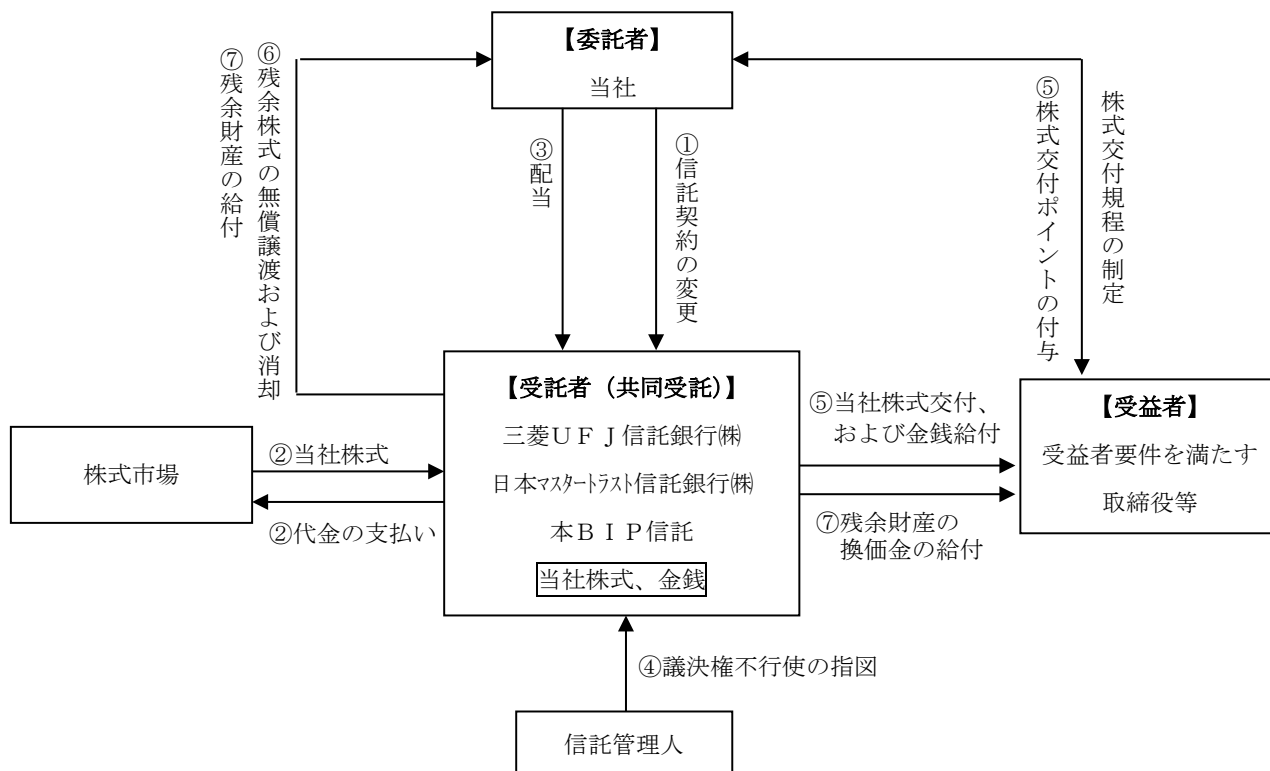
※4 追加取得株式の数は、株式の取得を行う時点の株価により変動する可能性があります。

5. 本制度の仕組み

B I P信託については(別紙1)を、E S O P信託については(別紙2)をご参照ください。上記以外の本制度の詳細は、2021年5月10日公表の「役員に対する株式報酬制度および幹部級管理職に対する株式交付制度の継続に関するお知らせ」、2019年5月28日公表の「役員に対する株式報酬制度の一部改定について」、2018年5月8日公表の「役員に対する株式報酬制度および幹部級管理職に対する株式交付制度の継続に関するお知らせ」、ならびに2015年5月8日公表の「役員に対する株式報酬制度の導入について」および「幹部級管理職に対する株式交付制度の導入について」をご参照ください。

以 上

(別紙1) B I P 信託の仕組み



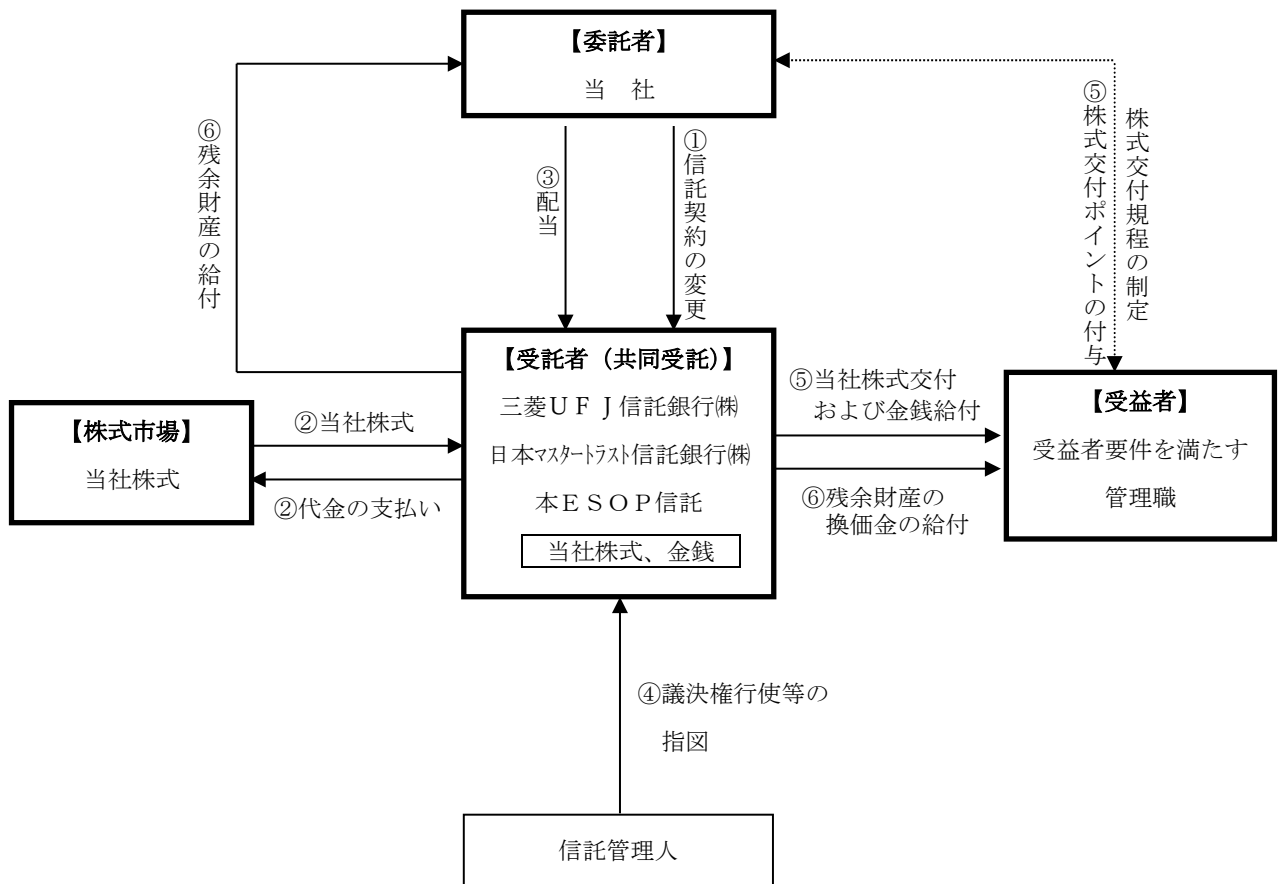
- ① 当社は、信託契約の変更の合意に基づき、本株主総会において承認決議を得た範囲内で金銭を追加抛出し、受益者要件を満たす当社取締役を受益者とする信託「B I P 信託 I」の信託期間を延長します。また、当社は当社執行役員の報酬の原資となる金銭を追加抛出し、受益者要件を満たす当社執行役員を受益者とする信託「B I P 信託 II」の信託期間も延長します（以下、「B I P 信託 I」と「B I P 信託 II」を併せて「本B I P 信託」といいます）。
- ② 本B I P 信託は、信託管理人の指図に従い、信託契約の変更時に信託財産内に残存する金銭および上記①で追加抛出された金銭を原資として、当社株式を株式市場から取得します。本B I P 信託が取得する株式数は、①の株主総会で承認を受けた範囲内とします。
- ③ 本B I P 信託内の当社株式に対する剰余金の分配は、他の株式と同様に行われ、本制度に必要な費用等に充当されます。
- ④ 本B I P 信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑤ 信託期間中、取締役等は、当社が定める株式交付規程に従い、一定の株式交付ポイントの付与を受けます。また、取締役等は、原則として株式交付ポイントの付与から3年経過後（ただし、当該期間経過前に取締役等を退任する場合等は当該時点）に、かかる株式交付ポイントの一定割合に相当する当社株式の交付を受け、残りの株式交付ポイントに相当する株数の当社株式については、信託契約の定めに従い、信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭を受領します。
- ⑥ 信託期間の満了時において、本B I P 信託を継続せず終了した結果、残余株式が生じた場合、本B I P 信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、消却を行う予定です。
- ⑦ 本B I P 信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。

(ご参考)

【信託契約の内容】

		B I P 信託 I	B I P 信託 II
①	制度対象者	当社取締役	当社執行役員
②	信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）	
③	信託目的	上記①の各制度対象者に対するインセンティブの付与	
④	委託者	当社	
⑤	受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 (共同受託者：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	
⑥	受益者	上記①の各制度対象者のうち受益者要件を満たすもの	
⑦	信託管理人	当社と利害関係のない第三者	
⑧	信託契約日	2015年8月27日（2024年8月7日付で変更予定）	
⑨	信託期間	2015年8月27日～2024年8月31日（2024年8月7日付の信託契約の変更で2027年8月31日まで延長予定）	
⑩	取得株式の種類	当社普通株式	
⑪	追加信託の金額	2,738百万円（予定） (信託報酬・信託費用を含む。)	4,437百万円（予定） (信託報酬・信託費用を含む。)
⑫	信託による株式の取得方法	株式市場から取得	
⑬	株式の取得時期	2024年8月12日（予定）～2024年8月30日（予定）	
⑭	信託内株式の議決権行使方法	経営への中立性を確保する為、議決権は行使しないものとする	

(別紙2) E S O P信託の仕組み



- ① 当社は、信託契約の変更の合意に基づき、金銭を追加拠出し、受益者要件を満たす管理職を受益者とするESOP信託（以下「本ESOP信託」といいます。）の信託期間を延長します
- ② 本ESOP信託は、信託管理人の指図に従い、信託契約の変更時に信託財産内に残存する金銭および上記①で追加拠出された金銭を原資として、当社株式を株式市場から取得します。
- ③ 本ESOP信託内の当社株式に対する剰余金の分配は、他の当社株式と同様に行われ、本制度に必要な費用等に充当されます。
- ④ 信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い、本ESOP信託はこれに従って株主としての権利を行使します。
- ⑤ 信託期間中、管理職は、当社が定める株式交付規程に従い、一定の株式交付ポイントの付与を受けた上で、かかる株式交付ポイントの一定割合に相当する当社株式の交付を受け、残りの株式交付ポイントに相当する株数の当社株式については、信託契約の定めに従い、信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭を受領します。
- ⑥ 本ESOP信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。

(ご参考)

【信託契約の内容】

①	制度対象者	当社の経営の中枢を担う重要ポストに就く幹部級管理職
②	信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
③	信託目的	上記①の各制度対象者に対するインセンティブの付与
④	委託者	当社
⑤	受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
⑥	受益者	上記①の各制度対象者のうち受益者要件を満たすもの
⑦	信託管理人	当社と利害関係のない第三者
⑧	信託契約日	2015年8月27日（2024年8月7日付で変更予定）
⑨	信託期間	2015年8月27日～2024年8月31日（2024年8月7日付の信託契約の変更で2027年8月31日まで延長予定）
⑩	取得株式の種類	当社普通株式
⑪	追加信託の金額	62百万円（予定）（信託報酬・信託費用を含む。）
⑫	信託による株式の取得方法	株式市場から取得
⑬	株式の取得時期	2024年8月12日（予定）～2024年8月30日（予定）
⑭	信託内株式の議決権行使方法	受託者は、受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。